

久喜市配食サービス事業応募要領

1 趣旨

久喜市配食サービス事業者募集に係る規定等について、「久喜市配食サービス事業要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 募集対象地域

久喜市において、4地区（久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区）ごとに募集する。

※地区とは、平成23年の市町合併時の旧行政区域

3 事業登録期間

事業登録決定日から令和9年3月31日まで ※ただし、年度協定は毎年度締結する。

4 応募資格要件

① 次のいずれかに該当する者は応募資格がない。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

(イ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている法人等

(ウ) 久喜市から指名停止措置を受けている法人等

(エ) 法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

② 次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(ア) 次のとおり、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）に基づく営業許可を受けている施設であること。

ア 令和3年6月以降に新たに許可を取得した事業者については、食品衛生法第55条の許可のうち、飲食店営業、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業のいずれかの許可を取得していること。

イ 令和3年5月末までに同法の許可を取得している事業者については、改正前の同法第52条の許可のうち飲食店営業の三類（仕出し、弁当等の調製を行うもの）の許可を取得していること。

(イ) 仕様書に定める一定数量以上の食事の調理及び配達能力を有すること。

(ウ) その他配食サービスを実施する上で必要と認められる要件を具備していること。

5 応募方法

参加事業者は、下記書類を担当課へ提出してください。(郵送不可)

参加事業者から市への質疑は随時受け付けていますので、担当課宛に電子メールで行ってください。回答は電子メールで通知します。

また、5①(イ)の前に別紙「添付資料一覧」を添付してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

① 提出書類 (各1部)

- (ア) 配食サービス事業者登録申請書
- (イ) 4①に該当しない旨の誓約書
- (ウ) 法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (エ) 直近1年間の決算報告書(貸借対照表・損益計算書等)
- (オ) 配食事業における業務実績を記載した書類(過去2年間)
- (カ) 営業許可証の写し
- (キ) 生産物賠償責任保険証の写し
- (ク) 食品衛生責任者手帳の写し
- (ケ) 管理栄養士免許証の写し
- (コ) 調理師免許証の写
- (サ) 配食可能な食形態(メニュー)一覧 ※別紙指定様式
- (シ) 配食パンフレット及び献立表(1か月分)
- (ス) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- (セ) 役員名簿
- (ソ) 事業実施体制、従業員配置がわかるもの
- (タ) 各配送車両の車検証の写し
- (チ) 容器の写真又は略図
- (ツ) 衛生規則等
- (テ) 緊急事態時の手順・対応マニュアル

【連絡先】久喜市福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係 伊藤

電話：0480-22-1111 FAX：0480-22-3319

Email：koreifukushi@city.kuki.lg.jp